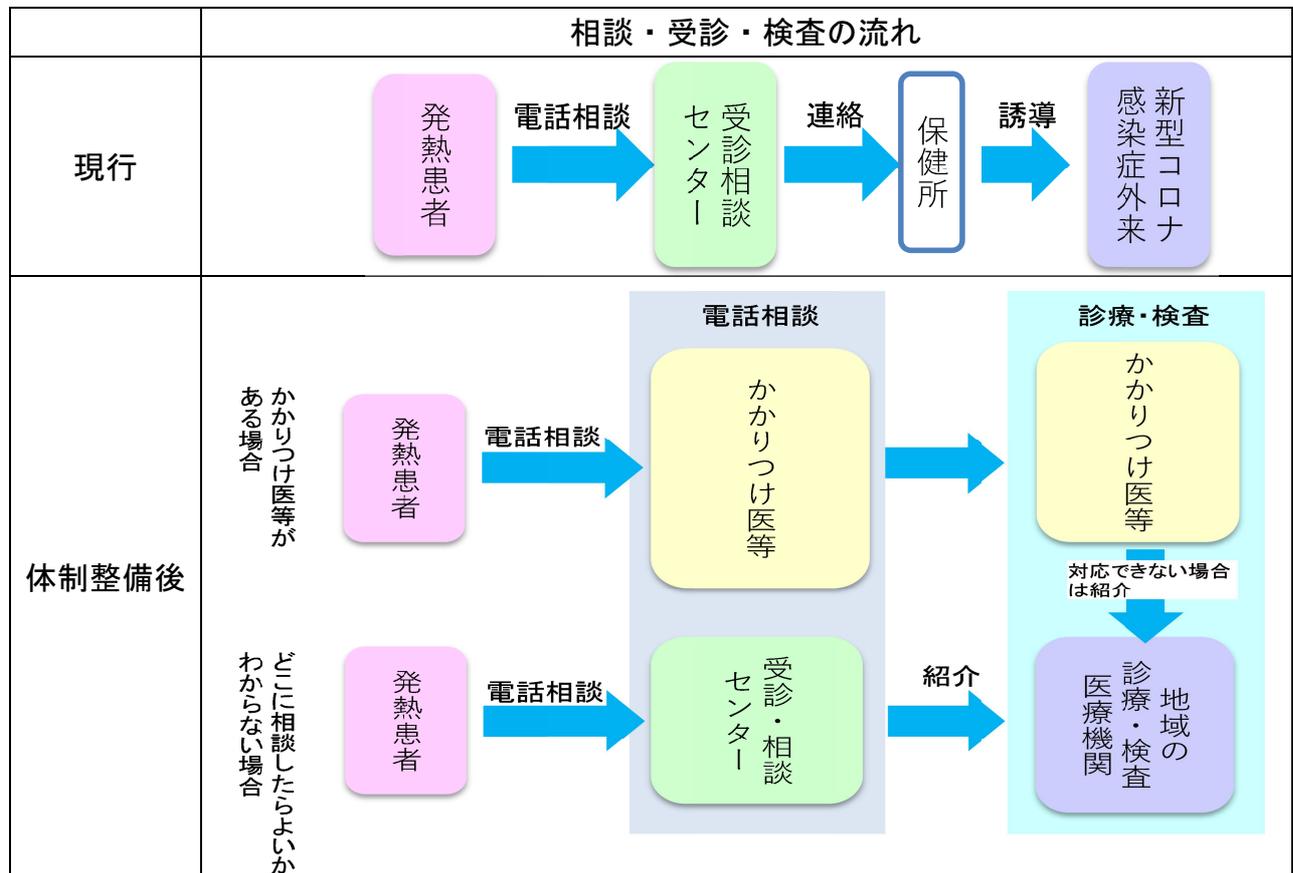


令和 2 年 10 月 22 日

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた取組み

1 発熱患者等の相談・診療・検査体制の整備について



2 インフルエンザ予防接種費用支援事業

(1) 目的

9月11日付け厚生労働省によるインフルエンザの流行に備えたワクチンの優先接種に係る通知を受け、重症化リスクの高い高齢者（65歳以上）等の定期接種対象者及び妊婦のインフルエンザワクチンの接種率向上を図るため、自己負担となっている接種費用の一部を助成する市町村に対し、県からその費用の一部を補助する。

(2) 事業内容

インフルエンザ予防接種について、以下の対象者に、昨年度の助成額から増額して支援する市町村に対し、増額に要する費用を1人当たり1,000円を上限に補助する。

(3) 対象者

- ① 高齢者等定期接種対象者
- ② 妊婦

(4) 補助対象期間

令和2年10月1日から市町村が定めた日までに接種したもの